



達眼

⑥ 辺野古護岸工事に着手

熊本一規 明治学院大教授

知事の漁業権変わらぬ

辺野古地先の漁業権に関し、水産庁は「漁業権の一部放棄」は「漁業権の変更」とは違うから変更免許なしに漁業権がなくなったと説明している。

漁業法には「漁業権の放棄」(31条)、水産業協同組合法には「漁業権の得喪又は変更」(48条)という言葉はあるが、「漁業権の放棄」も「漁業権の喪失」も「全面放棄」を意味しており、「一部放棄」ではない。従って、「一部放棄」の法的根拠は、水協法48条の「漁業権の変更」に求めるしかない。この点だけからも、「一部放棄」と「変更」とが違ってしまう。水産庁の説明は成り立たない。実は、公有水面埋立法は「漁業権

の一部放棄」を想定していない。同法は、埋立承認後も従来通り漁業権が存在していることを前提としており、漁業権は埋立実施に伴い徐々に消滅していくのであって、埋立前に「漁業権の一部放棄」をすることは

脱法行為とさえ言える。そのため、水産庁は、都道府県に対して、埋立前に漁協の「一部放棄決議」が挙げられることのないよう指導してきた。指導が徹底せず「一部放棄決議」が挙げられることはあったが、そのような事態を水産庁は憂慮し、数十年にわたり是正に努めてきたのである。

れば埋立が自由にできるようにするとの考えからだ。それは漁業法の無理解による。漁協が「漁業権の一部放棄」をした海域では誰もが自由に漁業を営めるようになり、埋立はより困難になるだけである。

また、漁業権は免許によって設定される(漁業法10条)から、免許を受けた漁協が「一部放棄決議」を挙げて、免許を出す知事側の漁業権が変更されない限り、漁業権は変わらない。それは、運転免許証の交付を受けた者がその一部を書き換えても免許の内容が変わらないのと同じである。

知事側の漁業権は、変更免許が行われないうちに限り、変わることはない。そして、漁場が埋め立てられることを理由とした変更免許は、漁業法上、不可能とされているのである。

(漁業法) 〓おわり